

# 所得税と町県民税の 確定申告相談を行います

期間 2/7(木)~3/17(月)  
場所 勤労青少年ホーム

町では、所得税と町県民税の確定申告相談を2月7日(木)から勤労青少年ホームで行います。この相談は、平成19年1月から12月までの所得を申告していただくもので、この内容が平成20年度の町県民税や国民健康保険税などの課税基礎となります。申告期限が間近になりますと、混雑が予想され、申告の内容によっては時間がかることもあり、申告期間に余裕をもってご来場ください。

## 申告が必要な方

町県民税の申告をしなければならぬ方は、次のいずれかに該当する方です。  
・平成20年1月1日現在、鏡石町に住所があり、平成19年中に何らかの所得があった方  
ただし、所得がなかった方も国民健康保険に加入している方や、児童手当を受給している方などは申告が必要です。  
・給与所得のほかに、農業や営業、不動産などの所得があった方。

## 申告の必要がない方

次のいずれかに該当する方は、申告の必要がありません。  
・所得税の確定申告書を税務署へ提出される方。  
・給与所得のほかに収入がなく、勤務先または給与支払者から町に給与支払報告書を提出済みの方。  
ただし、新たに医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けようとするときは、税務署へ確定申告書を提出した場をのぞき、申告が必要です。  
・平成19年中に所得がなく鏡石町内居住の家族の扶養になつていない方。

## 申告相談に必要なもの

- ・印鑑
- ・平成19年中の収入や支出などがわかる帳簿類、通帳、出荷伝票、領収書など
- ・給与や年金所得のある方は平成19年分の源泉徴収票
- ・平成19年中に支払った国民健康保険税、国民年金と国民年金基金保険料、介護保険料、任意継続社会保険料などの領収書
- ・生命保険料、個人年金保険料、損害保険料(旧長期損害と地震保険)などの支払証明書
- ・身体障害者・戦傷病者の方は、そのことが確認できる手帳または証明書
- ・医療費控除を受けようとするときは平成19年中に支払った医療費の領収書(合計額を計算してきてください)と高額医療費や生命保険入院特約等から還付された金額の分かる書類
- ・営業、事業、農業所得者は収支の分かる内訳書など
- ・平成19年中に農業用機械などを購入した場合は、その領収書など

## 地震保険料控除などの改正

平成20年度住民税課税分から住宅や家財などの生活資産を対象とした地震保険料控除が創設されました。  
地震保険料控除の保険料の2分の1(控除限度額25000円)が控除されます。  
65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)は、今年度から住民税額が全額課税となります。

・税源移譲により、平成19年に所得が減って所得税が課されなかった方は、既に納付済の平成19年度分の住民税額から税源移譲により増額となつた相当額が還付されます。申告期間は7月1日から7月31日までとなります。

## 住宅ローン控除が町県民税から控除されます

平成19年から税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

## 申告の方法

所得税の確定申告をされない方は、住宅ローン控除申告書に源泉徴収票を添付して平成20年1月1日現在お住まいの市町村へ提出して下さい。  
所得税の確定申告をされる方は、所得税の申告書と一緒に税務署へ提出して下さい。  
申告期限  
平成20年3月17日(月)  
住宅ローン控除対象の要件  
年末調整で控除を受けている方は、平成19年分の源泉徴収票の適用欄に「住宅借入金等特別控除可能額」

## 申告相談日程

会場 鏡石町勤労青少年ホーム  
時間 午前9時~午後4時

月日	曜日	行政区	月日	曜日	行政区
2月7日	木	公的年金のみ	2月27日	水	久来石
2月8日	金	公的年金のみ	2月28日	木	久来石
2月9日	土		2月29日	金	笠石
2月10日	日		3月1日	土	
2月11日	月		3月2日	日	
2月12日	火	成田	3月3日	月	笠石
2月13日	水	成田	3月4日	火	笠石
2月14日	木	成田	3月5日	水	笠石
2月15日	金	豊郷・旭町	3月6日	木	高久田
2月16日	土		3月7日	金	高久田
2月17日	日		3月8日	土	
2月18日	月	豊郷・旭町	3月9日	日	
2月19日	火	1区、2区、3区、4区	3月10日	月	鏡田
2月20日	水	1区、2区、3区、4区	3月11日	火	鏡田
2月21日	木	1区、2区、3区、4区	3月12日	水	鏡田
2月22日	金	1区、2区、3区、4区	3月13日	木	仁井田・さかい
2月23日	土		3月14日	金	仁井田・さかい
2月24日	日		3月15日	土	
2月25日	月	1区、2区、3区、4区	3月16日	日	
2月26日	火	1区、2区、3区、4区	3月17日	月	予備日

## 税務署からのお知らせ

須賀川税務署では、平成19分確定申告書作成会場を2月18日(月)から3月17日(月)まで須賀川市産業会館に(午前9時から午後4時まで)設置しております。

会場では、申告書を作成する際の不明な点を税務署員に質問しながら、自らの申告書をパソコンにより作成の上、その場で「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」による申告」をすることができるようになりました。

なお、本人確認ができる免許証や住民基本台帳カード等をご持参ください。

また、会場は大変混雑しますので、次のような提出方法が大変便利です。

1. 国税庁ホームページで申告書を作成し、郵送で提出
  - \* 国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>
  2. e-Tax(電子申告・納税システム)による申告
- 便利で使いやすくなったe-

## 所得税の還付申告

確定申告をする必要のない給与所得者でも次のような場合には、確定申告をすると前年徴収された所得税が還付される場合があります。

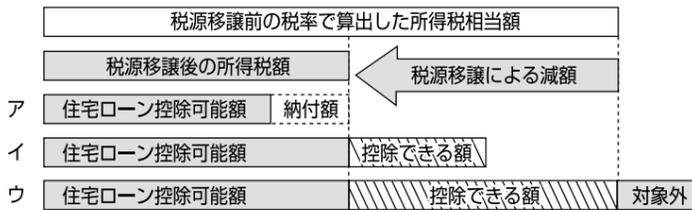
- ・入院など多額の医療費を支払った場合
- ・災害や盗難にあった場合
- ・年途中で退職し、再就職していない場合などです。

## 土地や建物を売ったとき

平成19年中に土地や建物を売ったときの利益には、譲渡所得として税金がかかります。譲渡所得については特例が設けられていますが、特例の適用を受けるには様々な要件がありますので注意が必要です。譲渡所得についても、他の所得と一緒に確定申告を行うこととなります。

問い合わせ先  
須賀川税務署 75 2194

## 控除できる金額



イとウの場合が控除できる

住宅ローン控除可能額と税源移譲前の税率で算出した所得税相当額のいずれか少ない金額から、税源移譲後の所得税額を差し引いた金額です。